

ケアハウス ローザガーデン
(介護予防) 特定施設入居者生活介護
重要事項説明書

| 記 載 項 目 | | ページ |
|---------|--------------------|------|
| 1 | 運営法人 | 2 |
| 2 | 事業所の概要 | 2 |
| 3 | 事業の運営方針 | 2 |
| 4 | 事業所の職員体制 | 3 |
| 5 | サービス計画の作成・変更 | 3 |
| 6 | サービス内容 | 3 |
| 7 | 利用料金（利用者負担額）と支払方法 | 4 |
| 8 | 入院した場合の取扱い | 5 |
| 9 | 医療との連携 | 5 |
| 10 | 契約の終了事由 | 5 |
| 11 | 身体的拘束等の禁止 | 6 |
| 12 | 緊急時の対応 | 6 |
| 13 | 秘密の保持 | 6 |
| 14 | 個人情報の取り扱い | 6 |
| 15 | 相談・苦情対応 | 7 |
| 16 | 事故発生時の対応・損害賠償 | 7 |
| 17 | 非常災害対策 | 8 |
| 18 | 身元引受人 | 8 |
| 19 | その他の留意事項 | 8 |
| 別紙1 | 利用料金表 | 9-13 |
| 別紙2-1 | 個人情報保護に関する基本方針 | 14 |
| 別紙2-2 | 愛全会における個人情報の利用目的 | 15 |
| 別紙3 | 重度化した場合における対応に係る指針 | 16 |

この「重要事項説明書」は、（介護予防）特定施設入居者共同生活介護の提供に係る契約締結に際し、ご注意いただきたいことを説明するものです。わからないこと、わかりにくいことなどがあれば、遠慮なくご質問ください。

1. 運営法人

| | |
|-------|-------------------|
| 法人名 | 社会福祉法人 愛全会 |
| 法人所在地 | 札幌市南区川沿13条3丁目5番1号 |
| 電話番号 | 011-571-6000 |
| 代表者氏名 | 理事長 森谷 明弘 |
| 設立年月日 | 1975年11月19日 |

2. 事業所の概要

| | | |
|-----------|------------------------------|--------------|
| 事業所の名称 | ケアハウス ローザガーデン <指定(介護予防)特定施設> | |
| 事業所の所在地 | 札幌市南区石山837番地46 | |
| 電話番号 | (011) 592-8000 | |
| 介護保険事業所番号 | 0170505465 | |
| 指定年月日 | 2008年7月24日 | |
| 管理者氏名 | 施設長 神下 美佳 | |
| 利用定員 | 48名 | |
| 主な設備 | 居室 | 48室 |
| | 浴室 | 4ヶ所(1階共用浴室) |
| | トイレ | 48ヶ所(各居室に設置) |
| | 食堂 | 1ヶ所 |
| | 機能訓練室 | 1ヶ所 |

3. 事業の運営方針

要介護状態又は要支援状態の利用者に対して、（介護予防）特定施設サービス計画（以下「サービス計画」といいます。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すとともに、利用者が、特定施設において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

4. 事業所の職員体制（令和7年4月1日現在）

| 職 種 | 員 数 | 職 務 内 容 |
|----------|-----|--|
| 管理者(施設長) | 1名 | 職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。 |
| 生活相談員 | 1名 | 利用者がその有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう、生活相談及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などに関する業務を行う。 |
| 看護職員 | 2名 | 利用者の健康管理・健康指導等を行う。 |
| 介護職員 | 10名 | サービス計画に基づき利用者の日常的な介護を行う。 |
| 機能訓練指導員 | 1名 | 日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。 |
| 計画作成担当者 | 1名 | サービス計画の作成に関する業務を行う。(介護職員が兼務) |
| 事務担当職員 | 若干名 | 介護報酬等に関する事務及び庶務等を行う。 |

5. サービス計画の作成・変更

利用者に提供する具体的なサービスの内容やサービス提供方針等については、サービス計画で定めます。サービス計画の作成及び変更は、次の手順で行います。

- (1) 事業者は、利用者又はその家族の希望及び利用者について把握された解決すべき課題等を踏まえて、介護の目標及びその達成時期、内容等を記載したサービス計画を作成し、これに従って、計画的にサービスを提供します。
- (2) 事業者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかにサービス計画の変更等の対応を行います。
 - ① 利用者の心身状況等の変化により当該サービス計画を変更する必要がある場合
 - ② 利用者がサービス計画の変更を希望する場合
- (3) 事業者は、サービス計画の作成及び変更にあたっては、その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得た上で、その写しを利用者に交付します。

6. サービス内容

(1) 食事

- ◇ 食事時間は、入居時にお渡しした「生活のしおり」にてお知らせします。
- ◇ 管理栄養士が立てる献立により、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ◇ 利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な食事支援を行います。

(2) 入浴

- ◇ 利用者が身体の清潔を維持し、快適な生活を営むことができるよう、1週間に2回以上、適切な方法により入浴の機会を提供いたします。

◇ 体調不良等やむを得ない場合には、入浴に代わり清拭を行います。

(3) 排せつ

◇ 利用者の心身の状況や排せつ状況等をもとに、排せつの自立について適切な方法により支援を行います。

◇ おむつを使用せざるを得ない場合は、排せつの自立を図りつつ、おむつの取り換えを適切に行います。

(4) 日常生活上の世話

◇ 利用者の心身の状況や要望に応じて離床、着替え、整容などの日常生活上の世話を適切に行います。

(5) 機能訓練

◇ 利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練指導員による機能訓練を、必要に応じて実施します。

(6) 健康管理

◇ 常に利用者の健康状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を講じます。

(7) 相談及び援助

◇ 常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行います。

(8) 家族との連携

利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めます。

(9) その他

◇ 利用者及び家族からの相談に対しては、誠意をもって対応し、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

◇ 利用者の趣味又は嗜好に応じた生きがい活動の支援に努めます。

7. 利用料金（利用者負担額）と支払方法

(1) サービス利用に係る利用料金

サービス利用に係る利用料金は、「利用料金表」〈別紙1〉のとおりです。負担内容は、「介護報酬に係る利用料金」と「その他の費用」の2種類に分かれます。

(2) 支払方法

利用料金は、次のいずれかの方法によりお支払いください。

① 北央信用組合での口座引落し

請求月の15日引落し（15日が休業日にあたる場合は翌営業日）

② その他の金融機関での口座引落し

請求月の27日引落し（27日が休業日にあたる場合は翌営業日）

※一部、対応していない金融機関があります。

③ 現金でのお支払い

請求月の10日までに、当事業所事務室カウンターにてお支払いください。

(3) その他

介護報酬改定により介護保険からの給付額に変更があった場合には、変更された額に応じて利用者負担額（1割、2割又は3割負担部分）も変更となります。

8. 入院した場合の取扱い

特定施設サービス利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。

- (1) 3ヶ月未満の退院が見込まれる場合及び3ヶ月未満で退院した場合
退院後再び施設（事業所）に入居し、特定施設サービスを利用することができます。
- (2) 3ヶ月未満の退院が見込まれない場合及び3か月以上入院した場合
原則として、事業者との特定施設サービス利用契約は終了となります。

9 医療との連携

医療を必要とする場合は、利用者及びその家族の希望により下記の協力医療機関において、診療・入院の治療等を受けることができます。

また、看護職員との24時間連絡体制を確保し、医療・看護面からのサポート体制の充実強化を図っています。

(1) 協力医療機関

| | |
|---------|--------------------|
| 名 称 | 医療法人愛全会 愛全病院 |
| 所 在 地 | 札幌市南区川沿13条2丁目1番38号 |
| 電 話 番 号 | (代)011-571-5670 |

(2) 夜間看護体制加算について

夜間看護体制加算は、看護職員に対し、夜間においても連絡ができ、必要な場合には緊急の呼出に応じて出勤する体制を整備している事業所を評価する加算です。

【夜間看護体制加算の算定要件】

- ① 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。
- ② 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
- ③ 重度化した場合における対応に係る指針（別紙3）を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

10. 契約の終了事由

以下のような事項に該当するに至った場合には、事業者との契約は終了することになります。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- (3) 事業の運営法人が解散した場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (4) 事業所の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- (5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (6) 利用者が3か月を超えて病院・診療所に入院、又は入院すると見込まれる場合
- (7) 利用者及びその家族から契約解除の申し出があった場合
- (8) 以下の理由により事業者から利用者に対して契約解除の申し出を行った場合
 - ① 利用者がこの契約に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず

ならず、期限までに支払われない場合

- ② 利用者及び身元引受人が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③ 利用者が故意又は過失により事業者若しくは事業者の職員若しくは他の利用者の生・身体・財物・信用等を傷つけ、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者又はその家族等が、事業者の職員又は他の利用者等に対して、大声、暴言、暴行、インターネット掲示板への不適切な書き込み、長時間にわたる説明要求及びセクハラ等の不信行為又は秩序破壊行為を行うことによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

1 1. 身体的拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービス提供に際して原則として身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ないと判断した場合は、この限りではありません。
- (2) 前項ただし書きに基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、その日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由をサービス提供記録書等の書面に記録します。
- (3) 事業者が身体的拘束その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し、利用者に同意能力がある場合は、その同意を得ることとします。またこの場合、事業者は、事前又は事後速やかに、利用者の家族等に対し、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

1 2. 緊急時の対応

事業所においてサービス提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、利用者の家族に連絡を行うとともに、速やかに主治医又はあらかじめ定めている協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

1 3. 秘密の保持

- (1) 事業者の職員は、正当な理由なく、その業務上で知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしません。
- (2) 事業者は、職員に対して、職員である期間及び職員でなくなった後においても業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、必要な措置を講じます。

1 4. 個人情報の取り扱い

事業者は、「個人情報の保護に関する法律」及び関連規程を遵守するとともに、愛全会が定める「個人情報保護に関する基本方針」(別紙 2-1) 及び「愛全会における個人情報の利用目的」(別紙 2-2) に従い、利用者及びその家族の個人情報について適切な取り扱いに努めます。

15. 相談・苦情対応

提供された介護サービスに関して相談や苦情がある場合は、下記相談窓口又は外部の苦情受付機関にご連絡ください。

(1) 相談・苦情対応窓口

| | |
|------------|--|
| 受付時間 | 平日 9:00～17:30 (土・日・祝日・12月30日～1月3日は除く) |
| 相談・苦情対応窓口 | ケアハウス ローザガーデン ☎ 011-592-8000 |
| 相談・苦情窓口担当者 | 生活相談員 |
| 苦情解決責任者 | 施設長 |
| 第三者委員 | |

(2) 外部の苦情受付機関

| 行政機関その他苦情受付機関 | 連絡先 |
|---------------------------------|--|
| 札幌市保健福祉局高齢保健福祉部 介護保険課 | ☎ 011-211-2972 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎3階 |
| 北海道福祉サービス運営適正化委員会 | 011-204-6310 |
| ※ 区役所保健福祉課の相談窓口でも苦情相談を受け付けています。 | |
| 北海道国民健康保険団体連合会 | ☎ 011-231-5175 (苦情相談専用) 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館1階 |

(3) 苦情等の対応・解決の手順

当事業所のサービスに対する意見・相談又は苦情については、当事者間の話し合いによる解決が基本となります。この段階で納得が得られない場合には、公的機関に設置されている相談窓口にお申し出いただくことができます。

当事業所内においては、以下の手順に沿って対応します。

- ① 意見・相談・苦情の受付とその内容の記録
- ② 担当者及び関係者による事実の確認、問題点・対応策の検討
- ③ 対応策の実施（サービス計画の変更、サービス提供の改善・連絡調整等）
- ④ 対応策実施後の結果の確認・反省
- ⑤ 相談者に対する改善結果等のお知らせ
- ⑥ 苦情対応・解決の結果に関する記録、管理者への報告
- ⑦ 必要に応じて、サービス提供体制の改善も検討

16. 事故発生時の対応・損害賠償

(1) サービスの提供により重大な事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族並びに居宅介護支援事業者等に連絡をする等、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して

- 採った処置について記録するとともに、その原因を解明し再発を防ぐための対策を講じます。
- (2) サービス提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由によって、利用者が被害を被った場合には、事業者はその責任の範囲において利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者又はその家族に重大な過失が認められる場合には、その程度に応じて損害賠償責任を減ずることができるものとします。
 - (3) 利用者の責めに帰すべき事由によって、事業者が損害を被った場合、利用者は事業者に対して、その損害を賠償するものとします。

17. 非常災害対策

- (1) 事業者は、火災及び風水害、地震等の非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えた訓練（夜間の火災を想定した訓練を含む）を年2回以上実施します。
- (2) 事業者は、消防設備として自動火災報知設備、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備、消防への緊急通報装置、消火器、誘導灯などを設置します。

18. 身元引受人

身元引受人は、次の各号について責任を負うものとします。

- ① 利用者の事業者に対する一切の債務につき連帯保証すること。
⇒ 身元引受人の保証限度額（極度額）60万円
- ② 届け出ている住所等に変更があったときは、事業者にその旨通知すること。

19. その他の留意事項

- (1) 事業所内及び敷地内はすべて禁煙です。
- (2) 事業所内へのカーテン、じゅうたん、のれんの持ち込みは防炎加工されたものに限りません。
- (3) 事業所内における販売・布教活動・政治活動はご遠慮願います。
- (4) 事業所内へのペットの持ち込みはできません。
- (5) 事業所内で次の行為を行うことを禁止いたします。
 - ① 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと
 - ② けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと
 - ③ 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること

ケアハウス ローザガーデン・(介護予防) 特定施設入居者介護サービスの
利用開始にあたり、上記重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

説明者(職名) _____ (氏名) _____ (印)

利 用 料 金 表

サービス利用に係る利用料金の負担内容は、「介護報酬に係る利用者負担額」、「その他の費用」の2種類に分かれます。

I 介護報酬に係る利用者負担額

- 介護報酬とは、事業者が利用者に介護サービスを提供した場合に、その対価として事業者に対して支払われる料金のことです。
- 介護報酬は、基本料金と加算料金により構成されています。
- この料金表では、加算料金について、
 - 加算料金A：基本料金に上乘せされる加算料金
 - 加算料金B：介護職員等の処遇改善にあてることを目的とする加算料金に区分して表示します。
- 利用者負担額は、介護報酬の1割、2割(一定以上所得者)又は3割(現役並み所得者)となります。

(注) 事業者からの介護給付費(保険給付分)の請求は月単位で行うため、下記1・2に記載の各項目の利用者負担額は端数調整の関係で実際とは誤差が生じる場合があります。

1. 基本料金 <(介護予防)特定施設入居者生活介護費> (1日あたり)

| | サービス利用料金 | 利用者負担額 | | |
|------|----------|--------|--------|--------|
| | | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| 要支援1 | 1,855円 | 186円 | 371円 | 557円 |
| 要支援2 | 3,173円 | 318円 | 635円 | 952円 |
| 要介護1 | 5,495円 | 550円 | 1,099円 | 1,649円 |
| 要介護2 | 6,175円 | 618円 | 1,235円 | 1,853円 |
| 要介護3 | 6,885円 | 689円 | 1,377円 | 2,066円 |
| 要介護4 | 7,544円 | 755円 | 1,509円 | 2,264円 |
| 要介護5 | 8,243円 | 825円 | 1,649円 | 2,473円 |

2. 加算料金

(1) 加算料金 A-1 (介護サービス・介護予防サービス共通の加算料金)

| 加算の種類 | 利用者負担額 | | | 算定単位 | 算定要件 |
|----------------|--------------|--------------|--------------|-------|---|
| | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 | | |
| 生活機能向上連携加算(I) | 102円 | 203円 | 305円 | 1月あたり | 当該事業所の機能訓練指導員等が、外部の事業所の理学療法士等の助言に基づいて利用者の個別機能訓練計画を作成し、その計画に基づいて機能訓練を提供している場合(3月に1回限度) |
| 生活機能向上連携加算(II) | 203円 102円 | 406円 203円 | 609円 305円 | 1月あたり | 外部の事業所の理学療法士等が当該事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同して利用者の個別機能訓練計画を作成し、その計画に基づいて機能訓練を提供している場合 (下段は、個別機能訓練加算を算定している場合) |
| 個別機能訓練加算(I) | 13円 | 25円 | 37円 | 1日あたり | 専従の機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置し、個別機能訓練計画に基づき、理学療法士等が計画的に機能訓練を実施した場合 |
| 個別機能訓練加算(II) | 21円 | 41円 | 61円 | 1月あたり | 加算(I)を算定している場合であって、利用者ごとの個別機能訓練計画等の情報を厚労省に提出するとともに、機能訓練の実施にあたって当該情報等を活用している場合 |
| 若年性認知症入居者受入加算 | 122円 | 244円 | 365円 | 1日あたり | 受け入れた若年性認知症の入居者ごとに個別に担当者を定め、当該入居者の特性やニーズに応じたサービス提供を行っている場合 |
| 協力医療機関連携加算 | | | | | 協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合 |
| (1)の場合 | 102円 | 203円 | 305円 | 1月あたり | (1)協力医療機関が利用者の病状急変時等において、相談対応及び診療の体制を常時確保している場合 |
| (2)の場合 | 41円 | 81円 | 122円 | 1月あたり | (2)(1)以外の場合 |
| 口腔・栄養スクリーニング加算 | 21円 | 41円 | 61円 | 1回あたり | 特定施設の職員が、定期的に利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合(6月に1回を限度) |
| 科学的介護推進体制加算 | 41円 | 81円 | 122円 | 1月あたり | 以下のいずれにも適合する場合 (1)利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を厚労省に提出している (2)(1)に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために、必要な情報を活用している |
| 退院・退所時連携加算 | 31円 | 61円 | 92円 | 1日あたり | 病院・介護医療院等から特定施設へ入居した場合であって、医療提供施設から情報提供を受けて、特定施設サービス計画を作成した場合(入居日から起算して30日限り) |

| | | | | | |
|-------------------|-------|-------|-------|--------|--|
| 退居時情報提供加算 | 254 円 | 507 円 | 761 円 | 1 回あたり | 医療機関へ退居する利用者について、利用者の同意を得て、心身の状況等の情報を提供して紹介した場合（1回を限度） |
| 認知症専門ケア加算（Ⅰ） | 3 円 | 6 円 | 9 円 | 1 日あたり | 以下のいずれにも適合する場合 (1) 中・重度の認知症の利用者が全体の50%以上 (2) 認知症介護に係る専門的研修の修了者を1名以上配置している |
| 認知症専門ケア加算（Ⅱ） | 4 円 | 8 円 | 12 円 | 1 日あたり | 加算(1)の要件に加えて、認知症介護の指導に係る専門的研修修了者を1名以上配置している場合 |
| 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） | 11 円 | 21 円 | 31 円 | 1 月あたり | 以下のいずれにも適合する場合 (1) 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している (2) 協力医療機関等との間で、感染症（新興感染症を除く。）の発生時等の対応を取り決め、適切に対応している (3) 感染対策向上加算等を届出している医療機関等が行う院内感染対策の研修等に1年に1回以上参加している |
| 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） | 5 円 | 10 円 | 15 円 | 1 月あたり | 感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けている |
| 新興感染症等施設療養費 | 244 円 | 487 円 | 730 円 | 1 日あたり | 厚労大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ適切な感染対策を行った上で、入居者生活介護を行った場合（1月に1回 連続する5日を限度） |
| 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） | 102 円 | 203 円 | 305 円 | 1 月あたり | 以下のいずれにも適合する場合 (1) 利用者の安全確保等に資する方策を検討する委員会で次の必要な検討及び確認を行っている （一）介護機器の活用における安全及びケアの質の確保、定期的な点検 （二）職員の負担軽減、勤務状況への配慮 （三）業務の効率化等の職員研修 (2) (1)の取組等に関する実績がある (3) 介護機器を複数種類活用している (4) 委員会において、業務の効率化等について必要な検討等を行っている (5) 事業年度ごとに(1)(3)(4)の取組による実績を厚労省に報告する |
| 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） | 11 円 | 21 円 | 31 円 | 1 月あたり | 以下のいずれにも適合する場合 (1) 加算（Ⅰ）の(1)に適合している (2) 介護機器を活用している (3) 事業年度ごとに(2)及び加算（Ⅰ）の(1)の取組実績を厚労省に報告する |

| | | | | | |
|-----------------|-----|-----|-----|-------|---|
| サービス提供体制強化加算(Ⅰ) | 23円 | 45円 | 67円 | 1日あたり | 以下のいずれかに適合する場合 (1)事業所の介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が70%以上 (2)事業所の介護職員総数のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上 |
| サービス提供体制強化加算(Ⅱ) | 19円 | 37円 | 55円 | 1日あたり | 事業所の介護職員総数のうち介護福祉士が占める割合が60%以上の場合 |
| サービス提供体制強化加算(Ⅲ) | 6円 | 12円 | 18円 | 1日あたり | 以下のいずれかに適合する場合 (1)事業所の介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が50%以上 (2)事業所の看護・介護職員総数のうち常勤職員の占める割合が75%以上 (3)サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の職員の占める割合が30%以上 |

(2) 加算料金 A-2 (介護サービスを対象とする加算料金)

| 加算の種類 | 利用者負担額 | | | 算定単位 | 算定要件 |
|-------------|--------|------|------|-------|--|
| | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 | | |
| 入居継続支援加算(Ⅰ) | 37円 | 73円 | 110円 | 1日あたり | 介護福祉士の数が常勤換算方法で、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であることの要件に加え、以下のいずれかに適合する場合 (1)喀痰吸引等を必要とする利用者の割合が15%以上 (2)(1)の利用者及び尿道カテーテルを留置している状態等の利用者の割合が15%以上で、かつ常勤の看護師を1名以上配置し看護の責任者を定めている |
| 入居継続支援加算(Ⅱ) | 23円 | 45円 | 67円 | 1日あたり | 加算(Ⅰ)の介護福祉士要件に加え、以下のいずれかに適合する場合 (1)喀痰吸引等を必要とする利用者の割合が15%以上 (2)(1)の利用者及び尿道カテーテルを留置している状態等の利用者の割合が5%以上15%未満で、かつ常勤の看護師を1名以上配置し看護の責任者を定めている |
| ADL維持等加算(Ⅰ) | 31円 | 61円 | 92円 | 1月あたり | 以下のいずれにも適合する場合 (1)利用者全員について、利用開始月と6月目のADL値を測定し、厚労省に提出している (2)利用者のADL利得(維持・改善の度合い)の平均値が1以上 |
| ADL維持等加算(Ⅱ) | 61円 | 122円 | 183円 | 1月あたり | 加算(Ⅰ)の(1)の要件に加えて、利用者のADL利得(維持・改善の度合い)の平均値が3以上の場合 |

| | | | | | |
|-----------------|---------|---------|---------|--------|--|
| 夜間看護体制加算 (Ⅰ) | 19 円 | 37 円 | 55 円 | 1 日あたり | 以下のいずれにも適合する場合 (1)常勤の看護師を1名以上配置し、看護の責任者を定めている (2)夜勤又は宿直を行う看護職員が1名以上で、かつ必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保している (3)重度化した場合の対応指針を定め、入居の際に利用者又は家族等に説明し、同意を得ている |
| 夜間看護体制加算 (Ⅱ) | 10 円 | 19 円 | 28 円 | 1 日あたり | 加算(Ⅰ)の(1)及び(3)の要件を満たすとともに、看護職員により、利用者に対して24時間連絡できる体制を確保し、かつ必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保している場合 |
| 看取り介護加算(Ⅰ) | | | | 1 日あたり | 医師により、回復の見込みがないと診断された利用者に対し、看取り介護を行った場合 |
| 死亡日以前 31~45 日 | 73 円 | 146 円 | 219 円 | | |
| 死亡日以前 4~30 日 | 146 円 | 292 円 | 438 円 | | |
| 死亡日の前日・前々日 | 690 円 | 1,379 円 | 2,069 円 | | |
| 死亡日 | 1,298 円 | 2,596 円 | 3,894 円 | | |
| 看取り介護加算(Ⅱ) | | | | 1 日あたり | 加算(Ⅰ)の要件に加えて、配置医師緊急時対応加算の施設基準に該当する場合 |
| 死亡日以前 31~45 日 | 580 円 | 1,160 円 | 1,740 円 | | |
| 死亡日以前 4~30 日 | 653 円 | 1,306 円 | 1,959 円 | | |
| 死亡日の前日・前々日 | 1,197 円 | 2,393 円 | 3,590 円 | | |
| 死亡日 | 1,805 円 | 3,610 円 | 5,415 円 | | |

(2) 加算料金B (介護職員等の処遇改善にあてることを目的とする加算料金)

| 加算の種類 | 利用者負担額 (1月あたり) |
|-----------------|----------------------------------|
| 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) | 基本料金及び加算料金Aの1月合計金額の12.8%が上乗せされます |

Ⅱ その他の費用

以下の費用は、全額が利用者負担となります。

| 項 目 | 利用料金 | 備 考 |
|----------------|------|--|
| ① レクリエーション行事費 | 実費負担 | 材料代等が必要な場合に限り、その実費を負担いただきます。 |
| ② クラブ活動費 | 実費負担 | |
| ③ 日常生活上必要となる費用 | 実費負担 | おむつ代金等利用者の日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担いただくことが適当と認められるもの |

個人情報保護に関する基本方針

1. 個人情報の適切な取り扱い

私たちは、個人情報の取り扱いに際しては、プライバシーの保護について十分に認し、あらかじめ利用目的を限定のうえ、原則としてご本人の同意のもとで適切に行います。

(法令に定める場合や、個人を特定できない状態に加工して利用する場合を除きます)

2. 個人情報の適正な管理

私たちは、個人情報の適正な管理のための組織と責任者を定め、また、役職員に対する教育研修や委託先に対する監督による安全管理対策を実施します。

同時に、紛失や破壊、改ざん、および漏えいを予防するための物理的な安全管理対策、並びに情報システム類に対する技術的な安全管理対策を実施します。

3. 問い合わせ窓口の設置

私たちは、個人情報を取り扱う各事業所に、利用者の個人情報の取り扱いに関する問い合わせ窓口を設置し、適切かつ迅速な対応に努めます。

4. 法令の遵守と個人情報保護の仕組みの改善

私たちは、個人情報の保護に関する法令を遵守するとともに、上記の各項目の見直しを適宜行い、個人情報保護の仕組みの継続的な改善を図ります。

平成 17 年 4 月 1 日

医療法人 愛 全 会
社会福祉法人 愛 全 会

愛全会における個人情報の利用目的

愛全会では、個人情報保護法ならびに個人情報保護に係る愛全会の基本方針に則り、個人情報の保護を適切に実施するとともに、利用者及びその家族の人情報を下記の目的で利用し、その取り扱いには細心の注意を払ってまいります。

● 医療・介護サービスの提供

★ 愛全会での医療・介護サービスの提供

他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携・・・＜医療サービスの場合＞

★ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答・・・＜介護サービスの場合＞

★ 他の医療機関等からの照会への回答

★ 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合

★ 検体検査業務の委託その他の業務委託

★ 家族への病状や心身の状況の説明

★ その他、利用者への医療・介護サービスの提供に関する利用

● 医療・介護サービスの提供にかかわる費用の請求のための事務

★ 愛全会での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託

★ 審査支払機関へのレセプトの提出

★ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答

★ 公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答

★ その他、医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求のための利用

● 管理運営業務

★ 会計・経理

★ 医療・介護事故等の報告

★ 当該利用者の医療・介護サービスの向上

★ 入退院（入退所）等の管理

★ その他、愛全会の管理運営業務に関する利用

● 事業者等から委託を受けて行なう健康診断等における、事業者等へのその結果の通知

● 損害賠償責任保険などに係る、医療・介護に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

● 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

● 愛全会の内部において行われる医療・介護実習への協力

● 医療・介護の質の向上を目的とした愛全会の内部での症例研究

● 外部監査機関への情報提供

【付 記】

1. 上記のうち、他の医療・介護機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を、問い合わせ窓口までお申し出ください。
2. 申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
3. これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

重度化した場合における対応に係る指針

1. 重度化対応に関する基本的な考え方

特定施設入居者生活介護の利用者(以下、単に「利用者」という。)が重度化した場合、どのような介護方法並びに治療等対応をとるかについて、利用者及びその家族との意思疎通を十分に行い、確認を取りながら本人及びその家族への継続的支援に努めます。

【支援の内容】

- ◇環境変化の影響を受けやすい利用者が、尊厳ある生活を保ち、「その人らしい」生活を送ることができるように、適切なケアの提供に努めます。
- ◇当施設における生活ができる限り継続できるよう、日常的な健康管理に留意するとともに、万が一医療的ニーズが発生した場合には適切な対応がとれるよう、医療との連携を図ります。
- ◇当施設での生活の継続が困難となった場合は、本人及びその家族に対して十分な説明を行い、同意を得た上で、次の生活拠点の確保とスムーズな拠点移動ができるように配慮します。

2. 医療との連絡体制

医師及び医療機関と連携を図り、利用者の重度化に伴う医療ニーズに適切な対応がとれる体制を確保します。

(1)医師及び医療機関との連携体制

- ① 協力病院(愛全病院)又はかかりつけの医師と連携を図り、利用者の健康管理と医療ニーズに適切に対応します。
- ② 急病が発生した場合や搬送が必要な場合においても、看護職員の判断のもと、協力医療機関や主治医、家族との連携により適切に対応します。

(2)看護職員との連絡体制等

- ① 利用者に対して 24 時間連絡できる体制を確保し、看護職員による医療・看護面からのサポート体制の充実強化を図ります。
- ② 看護職員が行う業務は以下のとおりです。
 - ◇利用者に対する日常的な健康管理
 - ◇通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関(主治医)との連絡・調整
 - ◇具体的なサービスを提供した際の記録の整備

3. 「重度化した場合における対応に係る指針」に関する説明と同意

この指針については、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、内容を説明し、同意を得ることとします。

以上